

第6期 第4回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録（概要）

名称	第6期 第4回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録
開催日時	令和4年6月10日（金） 午後6時00分～午後8時20分
開催場所	阪南市役所 別棟1階 第2会議室
出席者	【検討部会委員】 壬生部会長、田中委員、佐渡委員 木村委員、須藤委員、牛田委員 6人出席 【市】 政策共創室 藤原室長、御坊谷室長代理、岩下主査、枇榔主事
傍聴人数	0人
議題	○推進委員会の振り返り ○自治基本条例検証作業について 第17～第21条 ①第17条～第19条 ②第20条 ③第21条
資料	○検証シート ○（前回資料8）パブリックコメント実施状況 ○（前回資料9）市のSNSの利用状況 ○（前回資料9-1）阪南市民参画手続条例 ○（前回資料10）協働事業提案制度・はなていアクション・プランコンペ実施状況 ○（前回資料11）市民協働庁内推進委員研修 ○資料1 推進委員会からのご意見（中間報告） ○資料2 市民の声提言制度 実施状況
会議	あいさつ 部会長 皆さんこんばんは。 推進委員会を開いて、中間報告を行ったのが3月でした。その推進委員会において、部会で議論したことについて、いくつかご指摘をいただいています。 本日は、その内容について振り返りを行うことと、残りの条文の検証を行っていく、この2つの案件について、議論を行っていきたいと思います。よろしくお願いします。 では、今日の次第に基づきまして部会を進めていきます。次第3、推進委員会の振り返りについて、事務局より説明をお願いします。 【委嘱委員の変更について】 事務局 市民活動センター運営業務受託者変更に伴い、委嘱委員の変更について報告。 【推進委員会の振り返り】 事務局 推進委員会（中間報告）について、資料1に基づき説明。 （推進委員会（中間報告）について、委員からの意見、質疑・応答） 部会長 ありがとうございます。 3月24日の推進委員会で、いただいた意見を3つ説明いただきました。 今の説明について、何かご質問やご意見があれば、発言をお願いします。いかがでしょうか。 委員 推進委員会が出された意見に対して、部会で再度検討して、もう一度推進委員会で回答するのでしょうか。例えば、第7条とか。 事務局 第7条の部分については、この後、市民参画や協働について議論を行うこととなっておりますので、この推進委員会の意見を踏まえて検証を行い、最終的に部会として、そのような意見を付したほうが良いのではないかなれば、問題なく意見を付していくことはできると思います。 また、第15条の職員の責務については、一度部会としても検証は行っている状況にあります。が、このような視点を踏まえて検証はしていなかったところを、今回、推進委員会で指摘をいただいていますので、それらを踏まえて、もう1回検証を行うということも1つだと思えます。推進委員会での指摘に対して、回答を行うということでは無く、踏まえて検証を進めていければと考えています。 委員 この15条のところですけど、大阪府への出向について、具体的に何人ぐらいが定期的に出向するのか。或いは、出向する大阪府での所属はどうか。市役所の所属の中で、どのような部署の方が行ってるのか。帰ってきてから、どのように全体に広げているのかという指摘だと思っています。これは、役所に限らず組織的によくある話です。大阪府に出向したことを、どう浸透させていくのか、横申し刺した組織を作っているのかとか、そういったところがちょっとよくわからないです。

部会長	大阪府にいつ頃、何人が出向したのかというのは、データとして頂いていたと思います。ただ、その方たちが帰ってきてどうなったか、どう広げていってくれたかっていう話までは、確認してなかったです。 ご指摘通り、行って終わりだけでなく、それは大事なことです。ただ、どうやって検証するかというのは、事務局と相談しないといけないところでもあります。
事務局	基本的に任期は、1回2年間で1人の派遣が基本です。2年出向している間は、それ以上を追加で出向するというのではなく、戻ってきたら、また次2年間出向するというサイクルになっています。どんな職員が出向しているか。については、全庁的に希望を募るため、職場の種類などが偏ってるわけではなくて、職員個人の意思として、出向に行くという形になります。 戻ってきた時の話は、前回は少しだけ触れたと思いますが、その他の部署でもそうなんですが、復命書を作成し上席に報告を行ったり、得てきたことを課内研修として、他の職員に伝えるという研修を行っている部署もあります。ただ、この研修については、全庁的にやるかと尋ねられたら少し難しいところがあります。 それらを踏まえて、この推進委員会の意見を確認するための資料として、何か提示できる資料があれば、ご意見いただければと思います。
部会長	例えばですが、直近2,3人ぐらいだったら追いかけることはできますか。1人だったら確実に追えると思うんですけど。
事務局	出向したことのあつた2~3人の職員に取材をして、状況を聞き取ることはできるかと思えます。
委員	どんなことを学んで、持って帰ってきて、それをどういう風に活用できたか、伝えることができたかなど、ちょっと聞いていただければ。
部会長	次に、第7条に関しては、事務局の説明の通りですが、今日、議論する17条以降を検証していく時に、指摘されてる財政危機というものが、マイナスの影響を与えないかどうかを検証の際に、いろいろ質問をするという形にしたいと思えます。 最後に、その他の自治基本条例の認知度が低いという件ですが、これはずっと言われていることですね。10年経過し、みんなが知っているというのは、なかなか難しいところ。様々な機会に資料を配付したり、情報提供してありますが、なかなか難しい部分です。ただ、ここで周知をやめてしまうと、知らない人が増えていくので、どのように周知をしていくのかは、ずっと課題になるのかなと思います。
委員	学校で配るとか、刷り込んでいくんじゃないけど、内容はよくわかんないけど、言葉を知っているというぐらいにして、ちょっと大きくなったときに、こういうのがあったんだとなるよう、ずっと学校で配り続けるのはどうか。
部会長	それはすごく大事なことです。学校で何か出前授業とかしてたような記憶がありますが、どうでしたか。
事務局	自治基本条自体を印刷すると、すごい分厚いため、なかなか学校で読み込んで活かすのは非常に難しいので、自治基本条例の策定時にパンフレットを作りました。そのパンフレットを作るときに、表紙とか背表紙に絵があるんですが、この絵を中学校の生徒たちが描いてくれます。できたときは、学校とか、全戸配布を行っているんですけども、そこから定期的に全戸配布してるかという、そこまではできていないのが実情です。 出前講座というのも、メニューとしては設けています。年間を通して、市民の方から自治基本条例について知りたい。という申し込みがあれば、地域に出向き、市職員が講師を行い自治基本条例について、講座を行います。毎年、講座メニューには、掲載はしていますが、出前講座自体の認知度の問題もありますし、講座メニューへの興味関心という問題もあります。
部会長	委員ご指摘のとおり、策定当時に配るだけではもったいないということですね。子どもたちへ啓発は、中学生の方がいいのか。難しいところですね。
委員	もし、配るとしては中学2年か3年くらいかなと思います。 パンフレットは、すごく簡単で、わかりやすく書かれていると思います。
委員	実施したならば、継続しないと意味がないですね。 分かりやすさでいえば、身近なPR動画などがあれば。
部会長	前期の委員会の時にも、そのような話は出ていました。自治基本条例を、簡単なものでいいから動画にして、見れるようにしたらどうかという話でした。他の市町村でそういう動画を作成しているところもあります。
事務局	子ども向けキャラクターが出てきて、「自治基本条例って何？」というテーマで、条例の内容を分かりやすく伝える、5分程度の動画を作成している自治体や、冊子についても、マンガ版を作成している自治体があることは承知はしています。 周知という意味で考えると、若い世代から知っておくことは、大変重要だと思います。
委員	動画を作るコンペとかがあれば面白いと思う。 どこが一番分かりやすく説明したかとなると、自治基本条例を読み込んで理解をしなくてはいけなかった、読み込む人数が増え、少しでも周知につながるかも。
委員	子どもへの啓発を長期的に行うのは、本当に良い提案だと思う。もう一つ私が思うのは、中学校だけではなく、小学校とか或いは、もう少し手前の保育所とか。子どもでなくても、そこに来られる保護者の方に自治基本条例という言葉を知っていただく、気づいていただくという機会を同時にすることができれば良いと思う。

部会長 認知度が低いのは、ずっとわかってることなので、手の打ちようは色々あるのでは。というご指摘と思います。その辺も、できることから取り組んでいけたらと思います。では、この推進委員会からの指摘に関する振り返りは終え、検証作業に移りたいと思います。何かお気づきのことがあれば、いつでも結構ですので、ご意見をお願いします。では、次第の4、自治基本条例検証作業について、事務局より説明をお願いします。

【自治基本条例検証作業 第17条～19条】

(自治基本条例検証作業について ①第17条～19条 委員からの意見、質疑・応答)

部会長 ありがとうございます。17、18、19条をまとめて説明いただきました。どの条文も、市民参画に関係する条文です。何か気になったこと、確認したいこと、ご意見などありましたらお願いします。

委員 LINE登録していると、毎日情報があるので、LINEはすごくいいと思います。フェイスブックとツイッター、インスタグラムは、登録すると他から沢山通知がくるため、していないですが。ちなみに、どの媒体を見ても、同じ内容なのですか。それとも違うのですか。

事務局 インスタグラムというのは、写真でインパクトを与えて、面白そうだなってというような、視覚的に訴える要素が大きいです。そのような媒体では、やはりコロナの感染状況などの情報というのは、文字だけになってしまうため、それらを補う意味でLINEであるとか、ツイッターなど文字に特化する媒体で、情報発信するという使い分けがあります。先ほどの意見のように、自分にあったものを選ぶなど使い分けが可能です。

委員 町内放送の後に、LINEが入るので、放送が聞き取れなくても内容が分かって良い。昨日は、行方不明者についての放送でしたが、このような時、LINEにたくさんの人が登録してくれたら、それだけ目が増えることになると思う。私自身も、会議などに参加するたび、いろんな人にLINEの登録のお願いをしていますが、中々増えないですね。

部会長 行政だけで、周知するには限界があると思うので、こういう応援してくださる方をいっぱい作って広げていくっていうのも大事なことだと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。何か気になることありますか。

委員 フェイスブックやツイッターの始め方など、気軽にちょっと教えてもらおうとかは、活動センターでできるのでしょうか。

委員 6月からスタートしたのですが、毎週金曜日の13時から15時まで、スマホ相談員によるスマホ相談を行っています。予約などの申し込みも不要です。講座のような形式ではなく、教え合うという感じで行っています。時間内ずっと部屋にいる必要はなく、自分の聞きたいところが終わったら自由にお帰りいただけます。ただ、まだ来ていただける方は少なく、周知の仕方に課題があるかもしれません。まずは、開催日を定着させるところからだと思いますが、その辺りを今探りながら実施しているところです。

部会長 その周知繋がりで、第18条に手続きや参画の方法が挙がっています。パブリックコメントもそうですし、この公募委員の話もそうなんですけど。そもそも委員の公募や、パブリックコメントを行っていることを、どれぐらい周知できているのかということが、阪南市だけでなくどの自治体でも気になるところですけど、どのように考えておられますか。

事務局 広報誌、ウェブサイトへの掲載は当然行っています。やはり公募市民というなので、申し込みをいただかないことには、我々としても手の打ちようが無いため、幅広い方にまず知っていただくことが重要です。そこで、LINEも活用させていただきながら、“委員募集を行っています。”と、周知を行っています。そこから、少しでも知って興味を持って頂いて、電話でも問い合わせいただければ、それが一つのやり方かと考えています。

部会長 そういう手法として使うとしたら、やはり先ほど委員からも話にもありました通り、LINEに登録してる人、友達になってる人を増やさなくてはいけないということですね。そのために、どんな取り組みができるかということも大事なことです。ありがとうございます。その他、ご意見ご質問ございませんか。

委員 第17条の2の(4)、緊急に実施しなければならない時というのはどんなことなのか、ちょっと知りたいなと思います。どういうことを想定しているのでしょうか。

事務局 解説の中で、第17条第2項(4)については、執行内部の事務処理に関する時や、災害とか不慮の事故の対応をしたり、時間的な制約があるものは、市政を運営していく上において、効率性・迅速性を考慮して、やむを得ず市民参画の手続きに関わらず、進めることができます。となっています。不測の事態を想定して、制定時に議論していただいたことを規定しています。

委員 パブリックコメントに関して、人数と件数が見える化をされてるわけですが、人数と件数の算出方法を知りたいです。

事務局	パブリックコメントというのは口頭の受付は行っておらず、書面または、メールでもそうですが、書いて提出して頂くことが必要になります。そのため、まず人数は提出数でカウントができます。件数については、この内容と、ここの内容が違うようであれば、2件というようにしています。また、意見書の書き方も、箇条書きで記載されるケースが多く、こちらで件数の把握ができるという状況です。
委員	パブリックコメントの提出方法というのは、書面のほかにホームページから出せるのでしょうか。
事務局	ウェブサイトに専用フォーマットがないため、意見書の様式を掲載しています。ですので、ネットをされる方は、そこから用紙を取りメールで送付いただき、ネットをされない方は、FAX又は書面にて郵送若しくは持参にて提出をいただきます。専用フォームがあり、入力し送信すれば、意見書を提出できるというところまで、現時点では構築できていないです。この辺りは、意見書を出しやすくするための、改良の余地はあると思います。
部会長	最近LINEで意見を出せる市町村もできてます。いかに普段使ってるツールから、意見を出せるようにするかっていうことを、考えているのだと思います。 私が関わらせてもらったところでは、まちづくり関係や市民参画関係の計画を作った時に、学生と共同でYouTubeの動画を作成していました。そんな凝ったものではなく、計画書の内容を紹介するっていう動画を、すごく短期間・低予算で、YouTubeで見れるようにしてあるんですが、希望あれば、コメントしたのもパブリックコメントの意見として取り扱いますっていう話をしたんです。ただ、コメントに書いてしまうと、誰が書いたか筒抜けになってしまう可能性があるんで、コメント欄経由で、意見を提出してきた人はゼロでした。でも、そういう面白い取り組みをした事例もあつたりするので、この辺は取り組みによっては、動画とか、いろんなSNSを使って、よりハードルを下げるっていうことはできそうです。 また、他には市民の協力を得て、対話型というか、話をしながら意見を出し合うという取り組みしてる事例もあつたりします。例えば、1人で読んで意見を出すって結構難しいですし、ハードル高いと思うんですけど、それについて理解してる人と、いろいろと話をしながら、「それであれば私はこんな意見だな。」というふうに、意見をまとめてから書けるといったブースを設置して、イベントが何かで、市民を呼んで、話すという取り組みしてる事例もあつたりします。
委員	パブリックコメントについて、少し理解できていない部分がありまして、ウェブサイト上で、パブリックコメントのページがよく分からなかった。意見書にはどのようなことを書いていくのでしょうか。例えば、名前や年齢、性別、住所など詳細な情報っていうのをデータとして集めたりしているのでしょうか。
事務局	意見書のフォーマットとしては、名前と住所、電話番号を書いていただいています。提出者情報の記入欄の下には、自分が思う意見を記載する欄があり、そこに意見を記入いただく形です。なぜ、電話番号まで記入いただくかということ、書かれてることが分からない場合は、趣旨確認のために問い合わせをさせて頂く場合もあります。市ウェブサイトでは、トップページ真ん中より少し下に、バナーがあります。
委員	年齢や住所は、特に重要なのかなと思います。 このようなデータを積み上げていけば、見える化も進むかと思います。
部会長	これらのデータを集めると、分析もしやすいと思います。 大事な問題だと思います。ありがとうございます。
委員	パブリックコメントは不定期ですね。そうすると、例えば「広報はんなん」に掲載しているんですか。
事務局	基本的に広報誌も、掲載が間に合う分については掲載しています。どうしても期間的に、議会を経て条例を作らないと間に合わないなどという事由があるときや、広報誌の誌面の締め切りの都合上、間に合わない場合は、SNSやウェブサイトでも周知を行っています。
委員	LINEとかで、この案件についてパブリックコメントをします。というのは、配信しているのでしょうか。
事務局	それは、先ほどから議論を伺う中で、委員募集も含め、パブリックコメントについても、どんどんツールを活用していくのが良いと思っています。
部会長	広報誌の締め切りや、議論の進捗の状況もあると思いますが、広報誌には、原則掲載するというふうにする必要があるような気がします。案件によって掲載する、しないとならないように。 大変だと思いますが、できる範囲でよろしくお願いします。 それでは、17条から19条に関しては以上とし、次の20条に移りたいと思います。 事務局の説明をお願いします。
【自治基本条例検証作業について】②第20条	
事務局	第20条について、前回資料10、前回資料11に基づき説明。
(自治基本条例検証作業について ②第20条 委員からの意見、質疑・応答)	

部会長	<p>第20条、協働の推進です。大きく2つのことについて、説明がありました。</p> <p>1つ目は、行政と市民とが協働してまちづくりを進める。それを具体化するために、去年まで設けられていた3つの制度の説明でした。1つ目が、市民協働事業提案制度、2つ目が、はなていアクション、3つ目は、はんなん共創事業プランコンペということです。</p> <p>2つ目は、協働を進める上で職員の理解を促すための研修について。これが前回資料11で説明いただいたことです。どんなことでも結構です。ちょっと聞いてみたいこと。もっとこうした方がいいんじゃないかというご提案もいただけると、なお良いかなと思います。ご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はなていアクションは、令和3年までだったんですね。私はアライグマの件に少し関わったことがあります。シルバー人材センターで行っていたアライグマの捕獲について、今後は、どうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>令和元年に申し込みをいただいて採択されたら、翌年の令和2年度から事業スタートになり、最大3年間の契約となっています。そのため、制度で事業を行っていくのは、今年度が最後です。</p> <p>事業受託終了後、事業が継続するのであれば、通常の入札だったりプロポーザルなど、市の契約ルールの中で、これらの手法を用いて契約を行っていく形になると思います。</p>
委員	<p>3年が過ぎたら、また継続という可能性はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>それは、行政のルールに則って、しっかりと理由を付けて、同じ業者へ委託する契約方法もあります。この時は、しっかりと市民の皆さんに説明ができる状況で、契約委託をしていきます。</p>
部会長	<p>なかなか上手く回らなかったとかという時に、やめるための期限を設けておくということ、結構大事なことだと思うので、一応ひとつの期限を3年として区切って、その後どうするかを検討するということが、1つ目の市民協働事業提案制度について、これはすごくいい制度だと思えますが、これは「何年経ったら見直す」などのルールがありますか。</p>
事務局	<p>現状は、期限というものは設けていません。ただ、この制度も期限を設け、どこかで見直すタイミング、振り返る機会というのが重要ではないかなと思うので、現在、期限の設定も含め制度の見直しの議論を行っています。</p>
部会長	<p>実際に終わるかどうかというのは別にしても、振り返りを行うことは大きなことだと思いますし、3年や5年経てば、より良い協働の相手が育てるかもしれないので、そのような参入の機会が無くなるのも、阪南市全体にとってあんまり良くないことだと思いますので、制度の見直しが進んだらいいなと思います。</p>
委員	<p>やはり期限を決めて見直しというか、或いは毎年、外の目からの検証とかが必要だと思います。市からの委託金が出ている訳ですので、一定の緊張感を持って実施しないといけないと思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。3つの制度のことでいいですし、職員研修のことでいいです。お気づきの点はないですか。</p> <p>皆さんに考えていただいている間に、一点だけ。市民協働庁内推進委員の研修なんですが、職員のアンケートを少し拝見し、いろんな気づきを得ていただいていると思うんですが、アンケートで「こうした方がいいんじゃないか。」など、提案的な事を書いてある意見もあります。これについては、この研修を企画運営する担当課として、どういう返しをしようか。</p>
事務局	<p>前回の部会でもあったと思いますが、庁内推進委員と銘打ってますので、研修を行うのは当然ですが、実際もっと協働を進めて行こうとすると、いろんな年代層や役職層というものを踏まえて、協働に関する研修を入れていったらいいんじゃないかってことを、前回、皆様からご意見をいただいておりますので、研修を担当している当課としましても、ご意見踏まえて協働研修を考えていきたいと思っています。</p> <p>また、早速ですが、管理職の協働研修も先月5月に行っている状況です。今後、回数を重ねながら、庁内全体で高めていくのが、取り組みとして重要ではないかと認識しています。</p>
部会長	<p>アンケートに書かれてる内容を見る限り、研修内容や研修の進め方に関する提案もあると思うので、より研修を良いものにするために、研修自体を見直す、改善するっていうことを、ぜひ取り組んでいただけると、効果がより上がるのではないかと思います。他にどうでしょうか。</p>
委員	<p>普段、協働に関わっていない職員が研修を受け、その後どのように活かされるのでしょうか。それで終わりでいいとされているのかどうか。</p>
事務局	<p>ご意見の趣旨は、研修で学んで終わりで良いのかということだと思います。</p> <p>研修を行えば行うほど、受講職員の協働に対する意識は、変わるとは思いますが、それが職場内全体にどのように良い影響として、出てるのかっていうところまでは現状すぐに把握ができていません。</p> <p>この辺りは、研修を企画する側として課題だと思います。</p>

部会長 おそらく、継続して研修を行うことは、個人の意識変容に繋がってくると思いますが、受講して終わりになってしまわないよう研修の振り返り後の、半年とか3ヶ月後ぐらいにどうなったかという話し合う場があってもいいかもしれません。例えばコンスタントに集まって話をするとか、課内での状況を共有するとか、そういう機会を持つというやり方もあると思うので、ちょっと調整をとりながら良い研修を企画していただけたらと思います。他に何かありますか。無ければ、次に移りたいと思います。
それでは21条について、事務局から説明をお願いします。

【自治基本条例検証作業について】③第21条

事務局 第21条について、資料2に基づき説明。

部会長 ありがとうございます。
第8章 情報共有の第21条 情報の収集及び活用に関する説明として、市民の声提言制度を紹介いただきました。何か提言制度についてもいい結構ですし、21条の内容に関わるようなことで、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

委員 提言状況に関して、毎年減ってきてる傾向にあるのは何か要因があるのでしょうか。

事務局 募集をしている窓口が減った、メールが受け付けられなかった期間があった。ということはないので、提言数の減少の事由については、わからないのが実情です。ただ、コロナ禍により全体的に活動量が減っているのも事実です。

委員 これは、様式を記入しない声は聞いてもらえないのでしょうか。

事務局 制度では、基本的に様式を記入いただく形になります。

部会長 この制度を活用したほうが、手続き上流れてき、フィードバックがあると思ったらいいのでしょうか。

事務局 この制度を活用していなくても、寄せられた声については、しっかりと対応しています。制度を活用すると、市長からの供覧がなされるということです。回答については、制度の活用の有無に関わらず行います。

委員 このように、聞いてもらえるという制度があるということはあるがたいですね。すごくいいと思います。

部会長 今まで出てきたことの繰り返しにもなると思うんですけど、やっぱりいろんな仕組みがあることを伝えなくてはいけないというのはあると思います。おそらく知らない市民が多いと思われるので、何か他にありますか。

委員 議員の中でも、フェイスブックしてる人としてない人がいますし、毎日更新している人もいる。情報はいっぱい溢れているんですが、それを必要な時に必要な情報を得ようと思うと、時間をかけてたくさん見ないと分からないことが多いです。
でも、広報誌、フェイスブック、LINE、阪南TVなど、情報があることは、すごくありがたいです。

部会長 阪南TVもせっかく作成しているので、上手く利用をしながらいろんな人に見てもらえたらいいですね。
ありがとうございます。他に何かないですか。
特に、無いようなので、今日は第17条から第21条まで順番に確認をしてきました。
17条18条19条は、市民参画に関する事、20条は協働の推進に関する事、そして21条は情報の収集及び活用に関する事です。今、事務局から説明を受け、皆さんと議論をした中で、すべての条文に関して、条文の内容自体を変えないといけないのではないかなという話までには、ならなかったと思います。
よって、検証結果としては、すべての条文について「条文に従い、これまでの通り取り組んでいく」という結論としたいと思います。
検証結果に付す意見については、次回までに事務局で今日の議論を踏まえまとめて、次回、皆さんに見ていただけるようにしますので、ご確認をお願いします。
では、次第の「その他」について事務局より説明をお願いいたします。

【その他について】

事務局 その他について、次回の日程について説明。

(委員からの意見、質疑・応答)

部会長 ただいま、事務局から説明のありましたことについて、何かご意見があれば。

なし

部会長 それでは本日予定しておりました、案件はすべて終了いたしました。
長時間に渡りありがとうございました。